



パンフレット・保険料表

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」はご契約に関する大切な事項を記載しています。必ずお読みいただき大切に保管してください。

がんを経験された方へ

生きるための
がん保険

寄りそうDays

過去に「がん(悪性新生物)」を経験された方のためのがん保険です。

特長1

満20歳～満85歳の方で「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から、5年以上経過している場合にお申込みいただけます。
※詳しくは P.4、「契約概要 7 お引受けの条件」 P.23 をご確認ください。

特長2

過去に経験された「がん(悪性新生物)」が再発・転移した場合(*)も保障します。
(*) 保障の開始以後に診断確定された場合

特長3

入院や通院、手術、放射線治療の保障に加えて、特約を付加することで抗がん剤治療や先進医療を保障します。



No.1 アフラックは「がん保険」も「医療保険」も契約件数 No.1
(平成28年版「インシュアランス生命保険統計号」より)

「生きる」を創る。

Aflac

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

がんの保障

対応する
商品・特約

生きるためのがん保険 寄りそうDays
抗がん剤治療特約
がん先進医療特約

このパンフレットではご案内していません

病気やケガの保障

介護や障がいの保障

死亡時の保障

貯蓄
(教育資金や老後生活資金準備など)

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、Web 約款 をおすすめしています



- アフラックのホームページ (http://www.aflac.co.jp/) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。
- ▶▶ Web 約款 の特長、閲覧方法など、詳しくは「その他重要事項 6 Web約款について」 P.34 をご確認ください。

〈本冊子について〉

- ・「本冊子」に記載の保障内容および保険料は2017年2月20日現在のものです。
- ・2017年2月20日現在の保険料率(口座振替料率)です。
- ・保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- ・「本冊子」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

〈保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください〉

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「疾病・医療保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にごございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

募集代理店については、下記または同封の書類に記載の募集代理店、お問い合わせ先欄をご確認ください。



行こうよ、がん検診。



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL http://www.aflac.co.jp/

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター 0120-5555-95

月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日を除きます。

募集代理店は当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お1人でお読みになっ
ていて
ご不明な点やご相談が
ありましたら、
お気軽にお問い合わせ
ください。

どのコースを
選べばいいのかわ
からない、
相談したい。

どんなときに
給付金が
もらえるのか詳し
く知りたい。

保険料が
いくらになるのか、
教えてほしい。

お問い合わせは

「裏表紙」または「同封書類」に記載の募集代理店まで

お問
い合
わせ
の前
に

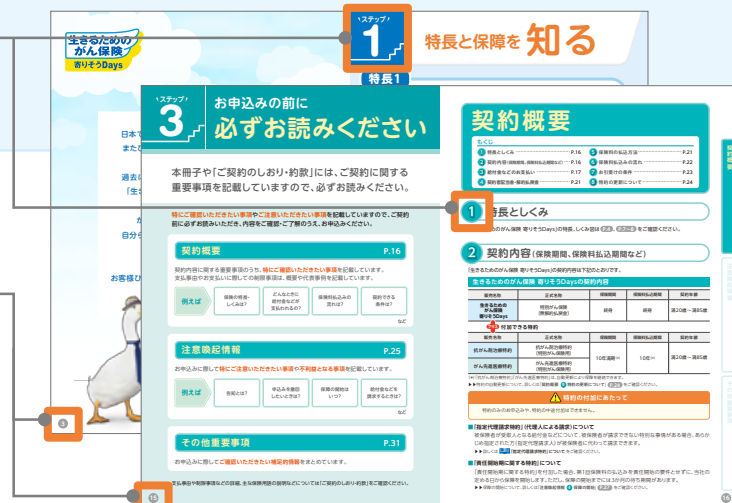
お問い合わせにあたっては、本冊子とあわせて同封書類
(ご意向チェックシート・申込書)をお手元にご用意ください。

お問
い合
わせ
の時
きは

ご質問のあるタイトル番号やページ番号をお伝えください。

タイトル番号

ページ番号



3 ステップで選ぶ、 アフラックの「がん保険」

生きるための
がん保険
寄りそうDays

ステップ
1

特長と保障を **知る** P.4

ステップ
2

保険料を **確認する** P.11

ステップ
3

お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要 P.16
注意喚起情報 P.25
その他重要事項 P.31

使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にと
って不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載して
います。



保険の専門用語などについて記載しています。

日本で初めてがん保険をつくったアフラックに
またひとつ、新しいがん保険が加わりました。

過去にがんを経験された方のためのがん保険
「生きるためのがん保険 寄りそうDays」。

がんと向き合う方の不安を取り除き、
自分らしく生きていくためのお役に立ちたい。
そんな思いから生まれました。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生
アフラックの願いです。



「生きる」を創る。
Aflac

1ステップ

1

特長と保障を知る

特長1

満20歳～満85歳の方で「がん(悪性新生物)」の治療を
受けた最後の日から、5年以上経過している場合に
お申込みいただけます。

- ※過去5年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、また治療を受けるようにす
められていない方がお申込みいただけます。
- ※治療を受けた最後の日とは「がん(悪性新生物)」に対する「治療・投薬」が終わったときをいいます。
・「がん(悪性新生物)」の治療のための通院や、予防のための投薬はすべて「治療・投薬」に含まれ
ます。
- ・最後の治療後の経過観察(定期検診・定期検査)のための通院は「治療・投薬」に含まれません。

特長2

過去に経験された「がん(悪性新生物)」が
再発・転移した場合(*)も保障します。

(*)保障の開始以後に診断確定された場合

特長3

入院や通院、手術、放射線治療の保障に加えて、
特約を付加することで抗がん剤治療や先進医療を
保障します。



- この保険は、「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。そのため、
保険料が割増しされています。
- 「上皮内新生物」のみを経験された方は加入できません。
- 健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。
- 過去に「がん(悪性新生物)」を経験されたことのない方は、この保険に加入する
ことはできませんが、当社の他の「がん保険」にお申込みいただけます。ただし、
健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

▶▶「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについては「その他重要事項 ③「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い」P.33 を
ご確認ください。

 お申込みにあたっては必ず告知書をご確認ください。

いいえ

1

過去5年以内に がん(悪性新生物)*1の診断や治療*2をうけたこと、あるいは治療*2をうけるようすすめられたことがありますか?
(再発・転移も含みます。)



2

治療*2をうけた最後の日から5年以上経過しているがん(悪性新生物)*1についてうかがいます。
過去2年以内に 経過観察(人間ドック・健康診断による経過観察も含む)で異常の指摘をうけたこと、または追加検査(精密検査を含む)をうけるようすすめられたことがありますか?
(ただし、再発・転移・新たながん(悪性新生物)*1やそれらの疑いが否定された場合は除きます。)



3

現在 入院中ですか?または 最近3ヵ月以内に 病気で入院や手術*3または先進医療*4をうけるようすすめられたことはありますか?
(ただし、入院や手術または先進医療をうけた結果、完治して診療完了した場合は除きます。)



質問 4 から 6 については、治療*2をうけた最後の日から5年以上経過しているがん(悪性新生物)*1の経過観察のための診察・検査は除きます。

4

過去5年以内に 表 A の病気やその疑いで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか?



5

現在 表 B の病状や病気あるいはその疑いで、治療中・検査中・経過観察中ですか?または 最近3ヵ月以内に 表 B の病状や病気あるいはその疑いで、治療・検査をうけるようすすめられたことがありますか?



6

現在 表 C の病状や病気あるいはその疑いで、治療中・検査中・経過観察中ですか?または 最近3ヵ月以内に 表 C の病状や病気あるいはその疑いで、治療・検査をうけるようすすめられたことがありますか?
(ただし、がん(悪性新生物)*1やその疑いが否定された場合は除きます。)



表 A	特 定 の 疾 患	脳しゅよう、膀胱しゅよう、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド
	消 化 器 の 疾 患	肝硬変症、慢性肝炎、肝線維症、肝機能障害(入院や治療を伴うもの) 慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎) アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼 吸 器 の 疾 患	COPD(慢性閉塞性呼吸器疾患)、肺気腫、慢性気管支炎 肺線維症、塵肺、硅肺、気管支拡張症、間質性肺炎
	腎 臓 の 疾 患	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症

表 B	しゅようなどの異常	がん(悪性新生物)*1、上皮内新生物*5、異形成、白板症 多発性ポリープ(ポリポース)*6 病理検査や細胞診での異常
	しゅようマーカーの異常*7	CEA、AFP、CA19-9、PSA
	そ の 他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア

表 C	検 診 の 異 常	肺の検査、胃腸の検査、マンモグラフィー検査、その他のがん検診
	そ の 他	しゅよう、しこり、結節、腫瘍(しゅりゅう)、出血(便潜血、不正出血、喀血 吐血、下血、肉眼的血尿)、貧血(鉄欠乏性貧血を除く)、黄疸、びらん 消化管のかいようや狭窄

■病名などの解説

※ 1 がん(悪性新生物)には、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫、MDS(骨髄異形成症候群)、骨髄線維症などを含みます。

※ 2 がんの治療には、入院・手術・放射線・抗がん剤・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含み、後遺症・合併症に関する治療は除きます。また、がんの治療には、経過観察のための診察・検査は除きます。

※ 3 女性の場合、正常分娩のための入院をすすめられた場合は除きます。手術には、帝王切開、内視鏡・レーザー・カテーテルによるものも含みます。

※ 4 先進医療には、歯科でおこなう先進医療を含みます。

※ 5 上皮内新生物には、上皮内がん、CIS、CIN3、HSILなどを含みます。

※ 6 多発性ポリープ(ポリポース)には、過去5年以内に、5個以上のポリープが発生しているもの、あるいは5回以上の治療歴のあるものも含みます。

※ 7 しゅようマーカーの異常とは、検査結果が基準値を超えた場合を意味します。

 **ご注意ください**

●健康状態・今までの病歴・既にご契約されている当社保険との通算などにより、
ご契約をお引受けできない場合があります。



保障の開始まで3カ月の待ち期間（保障されない期間）があります。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「契約概要 ③ 給付金などのお支払い」P.17～20、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

生きるためのがん保険 寄りそうDays

給付金など			お支払いする場合		2つのコースからお選びいただけます		保 険 期 間
					入院給付金日額 10,000円コース	入院給付金日額 5,000円コース	
					お支払いする金額	お支払いする金額	
入院給付金			「がん」「上皮内新生物」の治療目的で入院したとき	1日目から 日数無制限	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	
通院給付金			「がん」「上皮内新生物」の治療目的でつぎの①②いずれかの通院をしたとき ①三大治療のための通院 ②入院後の通院（退院日の翌日から365日以内の通院） ※三大治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をさします。	①三大治療のための通院は日数無制限 ②退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	
手術治療給付金			「がん」「上皮内新生物」の治療目的で所定の手術を受けたとき	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき 20万円	1回につき 10万円	終 身
放射線治療給付金			「がん」「上皮内新生物」の治療目的で所定の放射線治療を受けたとき	60日に1回 回数無制限	1回につき 20万円	1回につき 10万円	

がん専門
相談サービス

プレミアムサポート

訪問面談サービスと専門医紹介

ベストドクターズ®・サービス（プレミアムタイプ）

詳しくは P.9～10、「その他重要事項 ⑤ プレミアサポートについて」P.33～34 をお読みください。

※株式会社法研が提供するサービスです。
※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。



さらにニーズにあわせて特約を付加して、がんの保障を強化



特約は「生きるためのがん保険 寄りそうDays」と同時にお申込みの場合に限り付加できます（中途付加はできません）。

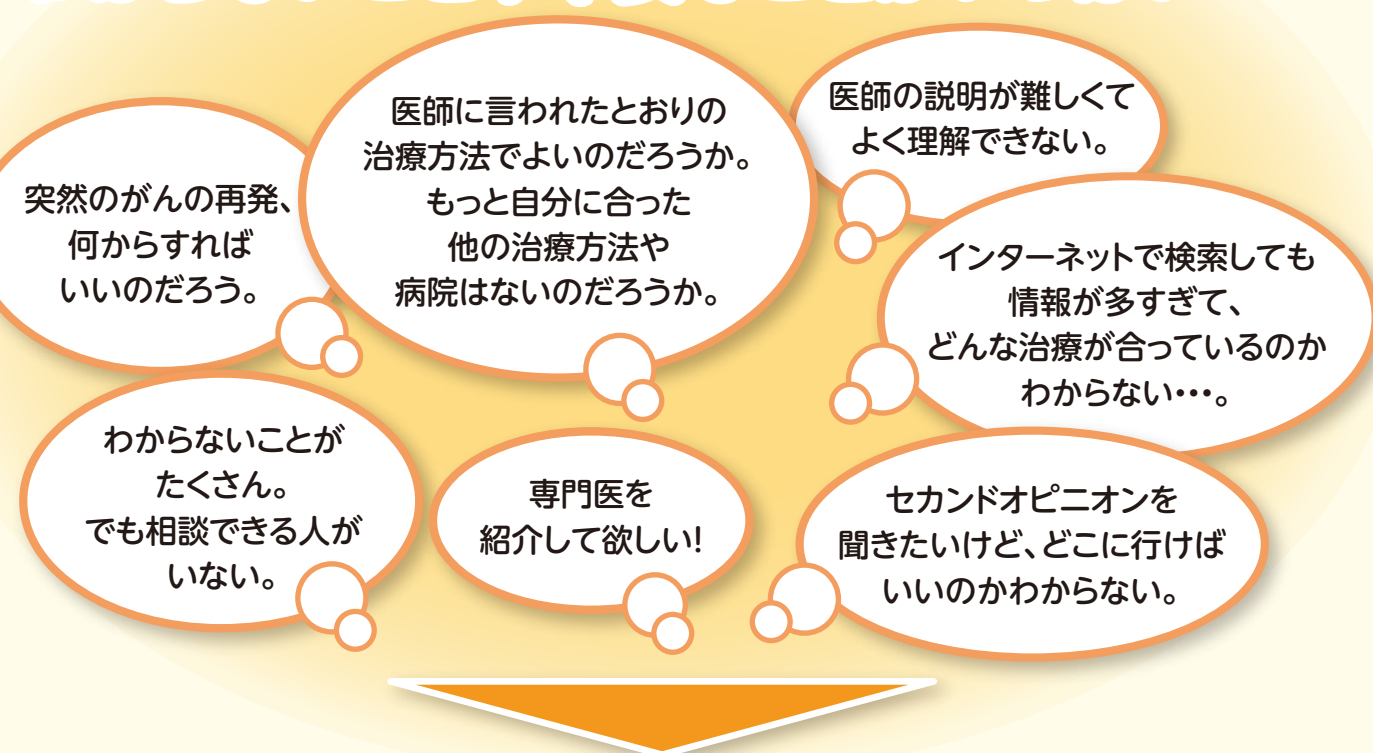
抗がん剤 治療特約	特約給付金額をお選びいただけます			10年満期 自動更新
	特約給付金額5万円の場合	特約給付金額2.5万円の場合		
抗がん剤治療給付金	「がん」の治療目的で所定の抗がん剤治療を受けたとき	「がん」の治療目的で所定の抗がん剤治療を受けたとき	入院しなくても	
	治療を受けた月ごと 10万円 (給付倍率2倍)	治療を受けた月ごと 5万円 (給付倍率1倍)	更新後の保険期間含め通算 600万円 まで	
がん先進医療 特約	「がん」の診断や治療で所定の先進医療を受けたとき	「がん」の診断や治療で所定の先進医療を受けたとき		10年満期 自動更新
	給付金 1回につき 自己負担額と同額 更新後の保険期間を含め通算 2,000万円 まで	一時金 1年間に1回 15万円		

※「先進医療」について詳しくは「その他重要事項 ④ 先進医療について」P.33 をご確認ください。

「がん専門相談サービス」を無償でご利用いただけます。

※「訪問面談サービス」については、無償の範囲を超えるご利用は有償となります。

がんになると、 わからないことや不安なことがいっぱい…



「がん」や「治療」のことを相談できる専門家たちのサポートが受けられます。

訪問面談サービス (フォローコール付)

5年以上の臨床経験とがんの知識を持った看護師である「がん患者専門カウンセラー(*)」が患者さんやご家族の疑問・悩みなどを踏まえて病気の解説などを行い、納得した医療が受けられるようサポートします。

(*) 株式会社法研独自の呼称です。

無償

- ◎初回の面談(約2時間)
- ◎面談後のフォローコール2回(1回30分)
- (無償の範囲を超えるご利用は、有償となります)

専門医紹介

ベストドクターズ®・サービス(プレミアムタイプ)

がん治療について、同じ専門分野の医師同士による相互評価で選出された専門医をご紹介します。セカンドオピニオンとしてのご利用も可能です。訪問面談サービスとの併用が効果的です。

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。

無償

- ◎1回につき原則1名を紹介
- ◎複数回ご利用可能
- ◎セカンドオピニオン受診費用
- (検査や治療にかかる費用は、ご利用者様負担となります)

被保険者様がご利用いただけます。

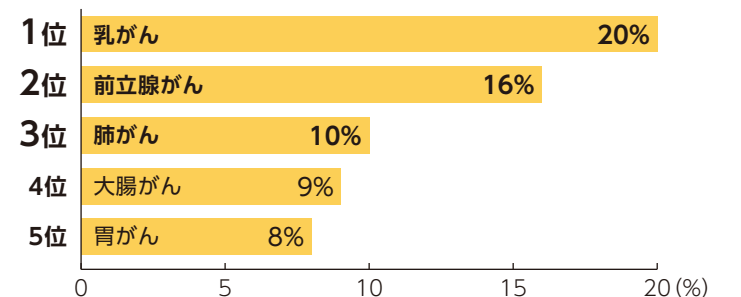
データから見るプレミアムサポート

病状や治療法の説明に加え、生活の不安や心のケアも行っています。

●主なご相談目的

1位	自分に合った治療法の選択	87%
2位	症状・副作用・後遺症の理解	83%
3位	診断・告知内容の理解	83%
4位	医師・病院の情報取得	75%
5位	病気になって不安	61%

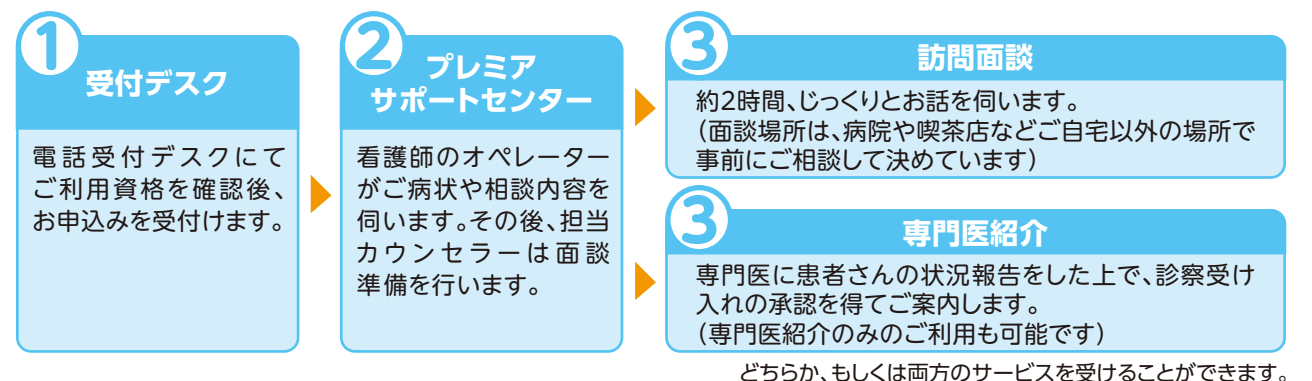
●疾患別のご相談割合



プレミアムサポートご利用者に関する実態調査2008年～2014年 株式会社法研調べ

ご利用の流れ

プレミアムサポートをご利用いただく場合の一般的な流れです。



プレミアムサポートに関する注意事項

- プレミアムサポートは、株式会社法研が提供するサービスであり、アフラックの保険ではありません。
- 専門医紹介について、医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。
※紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用等は自己負担となります。
- ご利用対象の契約に複数ご契約いただいても無償でのご利用範囲は変わりません。また、ご利用対象外の契約に複数ご契約いただいてもご利用いただくことはできません。他にもご利用いただけない場合があります。
- ご不明な点については、別途お問い合わせください。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更となる場合があります。
- 株式会社法研は、今後プレミアムサポートの提供を終了する場合があります。
- その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては [URL http://www.premiersupport.jp/](http://www.premiersupport.jp/) もしくはご契約後に送付する保険証券に同封の「プレミアムサポートご利用案内(利用規約)」をご確認ください。

2017年2月20日現在の内容となります。

詳しくは「その他重要事項 5 プレミアサポートについて」P.33～34 をご確認ください。

契約日の 満年齢	2つのコースから、ご希望のコースを1つお選びください		プラス		左記コースに付加できます	
	生きるためのがん保険 寄りそうDays				抗がん剤治療特約	がん先進医療特約
	保険期間:終身				保険期間:10年	保険期間:10年
	入院給付金日額 10,000円 コース	入院給付金日額 5,000円 コース	特約給付金額 5万円 ＜保障額:10万円(5万円)＞	特約給付金額 2.5万円 ＜保障額:5万円(2.5万円)＞		
20歳	4,580	2,290	2,280	1,140	241	
21歳	4,600	2,300	2,290	1,145	241	
22歳	4,630	2,315	2,290	1,145	241	
23歳	4,660	2,330	2,300	1,150	241	
24歳	4,700	2,350	2,300	1,150	241	
25歳	4,730	2,365	2,300	1,150	241	
26歳	4,770	2,385	2,310	1,155	241	
27歳	4,810	2,405	2,320	1,160	241	
28歳	4,850	2,425	2,330	1,165	241	
29歳	4,890	2,445	2,340	1,170	241	
30歳	4,930	2,465	2,350	1,175	241	
31歳	4,970	2,485	2,370	1,185	241	
32歳	5,020	2,510	2,390	1,195	241	
33歳	5,080	2,540	2,410	1,205	241	
34歳	5,130	2,565	2,440	1,220	241	
35歳	5,190	2,595	2,460	1,230	241	
36歳	5,250	2,625	2,490	1,245	241	
37歳	5,310	2,655	2,530	1,265	241	
38歳	5,380	2,690	2,560	1,280	241	
39歳	5,450	2,725	2,610	1,305	241	
40歳	5,520	2,760	2,670	1,335	241	
41歳	5,590	2,795	2,740	1,370	241	
42歳	5,670	2,835	2,820	1,410	241	
43歳	5,760	2,880	2,910	1,455	241	
44歳	5,850	2,925	3,010	1,505	241	
45歳	5,960	2,980	3,120	1,560	241	
46歳	6,070	3,035	3,230	1,615	241	
47歳	6,200	3,100	3,360	1,680	241	
48歳	6,330	3,165	3,500	1,750	241	
49歳	6,460	3,230	3,610	1,805	241	
50歳	6,600	3,300	3,730	1,865	241	

保険料
払込期間

終身
※「抗がん剤治療特約」「がん先進医療特約」の保険料払込期間は10年

●記載の保険料は契約時の保険料となります。
●「抗がん剤治療特約」「がん先進医療特約」は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
●保険料の払込方法について、詳しくは「[契約概要 5 保険料の払込方法](#)」[P.21](#)、「[契約概要 8 特約の更新について](#)」[P.24](#)をご確認ください。

契約日の 満年齢	2つのコースから、ご希望のコースを1つお選びください		プラス		左記コースに付加できます	
	生きるためのがん保険 寄りそうDays				抗がん剤治療特約	がん先進医療特約
	保険期間:終身				保険期間:10年	保険期間:10年
	入院給付金日額 10,000円 コース	入院給付金日額 5,000円 コース	特約給付金額 5万円 ＜保障額:10万円(5万円)＞	特約給付金額 2.5万円 ＜保障額:5万円(2.5万円)＞		
51歳	6,730	3,365	3,850	1,925	241	
52歳	6,860	3,430	3,950	1,975	241	
53歳	6,980	3,490	4,060	2,030	241	
54歳	7,110	3,555	4,170	2,085	241	
55歳	7,250	3,625	4,290	2,145	241	
56歳	7,400	3,700	4,420	2,210	241	
57歳	7,550	3,775	4,550	2,275	241	
58歳	7,710	3,855	4,700	2,350	241	
59歳	7,870	3,935	4,860	2,430	241	
60歳	8,040	4,020	5,010	2,505	241	
61歳	8,200	4,100	5,190	2,595	241	
62歳	8,350	4,175	5,380	2,690	241	
63歳	8,520	4,260	5,580	2,790	241	
64歳	8,680	4,340	5,780	2,890	241	
65歳	8,840	4,420	5,980	2,990	241	
66歳	9,000	4,500	6,180	3,090	241	
67歳	9,150	4,575	6,370	3,185	241	
68歳	9,310	4,655	6,560	3,280	241	
69歳	9,460	4,730	6,740	3,370	241	
70歳	9,600	4,800	6,900	3,450	241	
71歳	9,750	4,875	7,040	3,520	241	
72歳	9,880	4,940	7,160	3,580	241	
73歳	10,010	5,005	7,270	3,635	241	
74歳	10,140	5,070	7,360	3,680	241	
75歳	10,270	5,135	7,440	3,720	241	
76歳	10,410	5,205	7,500	3,750	241	
77歳	10,570	5,285	7,540	3,770	241	
78歳	10,730	5,365	7,540	3,770	241	
79歳	10,890	5,445	7,520	3,760	241	
80歳	11,080	5,540	7,500	3,750	241	
81歳	11,270	5,635	7,450	3,725	241	
82歳	11,480	5,740	7,370	3,685	241	
83歳	11,680	5,840	7,260	3,630	241	
84歳	11,890	5,945	7,140	3,570	241	
85歳	12,110	6,055	7,010	3,505	241	

2つのコースから、ご希望のコースを1つお選びください			プラス		左記コースに付加できます	
契約日 の 満年齢	生きるためのがん保険 寄りそうDays 保険期間:終身		抗がん剤治療特約 保険期間:10年		がん先進 医療特約 保険期間:10年	
	入院給付金日額 10,000円 コース	入院給付金日額 5,000円 コース	特約給付金額 5万円 ＜保障額:10万円(5万円)＞	特約給付金額 2.5万円 ＜保障額:5万円(2.5万円)＞		
20歳	4,070	2,035	3,550	1,775	241	
21歳	4,100	2,050	3,560	1,780	241	
22歳	4,140	2,070	3,580	1,790	241	
23歳	4,180	2,090	3,590	1,795	241	
24歳	4,220	2,110	3,610	1,805	241	
25歳	4,270	2,135	3,630	1,815	241	
26歳	4,300	2,150	3,660	1,830	241	
27歳	4,340	2,170	3,690	1,845	241	
28歳	4,390	2,195	3,730	1,865	241	
29歳	4,430	2,215	3,770	1,885	241	
30歳	4,480	2,240	3,820	1,910	241	
31歳	4,530	2,265	3,880	1,940	241	
32歳	4,580	2,290	3,930	1,965	241	
33歳	4,630	2,315	3,990	1,995	241	
34歳	4,680	2,340	4,040	2,020	241	
35歳	4,740	2,370	4,080	2,040	241	
36歳	4,790	2,395	4,120	2,060	241	
37歳	4,850	2,425	4,140	2,070	241	
38歳	4,900	2,450	4,160	2,080	241	
39歳	4,940	2,470	4,170	2,085	241	
40歳	5,000	2,500	4,160	2,080	241	
41歳	5,050	2,525	4,130	2,065	241	
42歳	5,100	2,550	4,100	2,050	241	
43歳	5,150	2,575	4,070	2,035	241	
44歳	5,200	2,600	4,040	2,020	241	
45歳	5,240	2,620	4,020	2,010	241	
46歳	5,280	2,640	4,000	2,000	241	
47歳	5,310	2,655	3,990	1,995	241	
48歳	5,340	2,670	3,980	1,990	241	
49歳	5,380	2,690	3,990	1,995	241	
50歳	5,420	2,710	4,010	2,005	241	

2つのコースから、ご希望のコースを1つお選びください			左記コースに付加できます		
契約日の 満年齢	生きるためのがん保険 寄りそうDays 保険期間:終身		抗がん剤治療特約 保険期間:10年		がん先進 医療特約 保険期間:10年
	入院給付金日額 10,000円 コース	入院給付金日額 5,000円 コース	特約給付金額 5万円 ＜保障額:10万円(5万円)＞	特約給付金額 2.5万円 ＜保障額:5万円(2.5万円)＞	
51歳	5,480	2,740	4,030	2,015	241
52歳	5,540	2,770	4,080	2,040	241
53歳	5,600	2,800	4,130	2,065	241
54歳	5,670	2,835	4,190	2,095	241
55歳	5,750	2,875	4,250	2,125	241
56歳	5,830	2,915	4,320	2,160	241
57歳	5,910	2,955	4,400	2,200	241
58歳	6,000	3,000	4,480	2,240	241
59歳	6,090	3,045	4,570	2,285	241
60歳	6,170	3,085	4,660	2,330	241
61歳	6,250	3,125	4,740	2,370	241
62歳	6,340	3,170	4,830	2,415	241
63歳	6,430	3,215	4,920	2,460	241
64歳	6,530	3,265	4,990	2,495	241
65歳	6,620	3,310	5,080	2,540	241
66歳	6,710	3,355	5,160	2,580	241
67歳	6,810	3,405	5,230	2,615	241
68歳	6,900	3,450	5,310	2,655	241
69歳	7,000	3,500	5,370	2,685	241
70歳	7,100	3,550	5,410	2,705	241
71歳	7,210	3,605	5,450	2,725	241
72歳	7,320	3,660	5,460	2,730	241
73歳	7,430	3,715	5,450	2,725	241
74歳	7,540	3,770	5,420	2,710	241
75歳	7,630	3,815	5,360	2,680	241
76歳	7,730	3,865	5,280	2,640	241
77歳	7,810	3,905	5,160	2,580	241
78歳	7,880	3,940	5,010	2,505	241
79歳	7,960	3,980	4,860	2,430	241
80歳	8,040	4,020	4,690	2,345	241
81歳	8,120	4,060	4,490	2,245	241
82歳	8,210	4,105	4,290	2,145	241
83歳	8,300	4,150	4,090	2,045	241
84歳	8,410	4,205	3,910	1,955	241
85歳	8,530	4,265	3,760	1,880	241

保険料
払込期間

終身
※「抗がん剤治療特約」「がん先進医療特約」の保険料払込期間は10年

●記載の保険料は契約時の保険料となります。
●「抗がん剤治療特約」「がん先進医療特約」は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
●保険料の払込方法について、詳しくは「[契約概要 5 保険料の払込方法](#)」[P.21](#)、「[契約概要 8 特約の更新について](#)」[P.24](#) をご確認ください。

お申込みの前に 必ずお読みください

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

契約概要

P.16

契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

例えば

保険の特長・
しくみは？

どんなときに
給付金などが
支払われるの？

保険料払込みの
流れは？

契約できる
条件は？

など

注意喚起情報

P.25

お申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。

例えば

告知とは？

申込みを撤回
したいときは？

保障の開始は
いつ？

給付金などを
請求するときは？

など

その他重要事項

P.31

お申込みに際して**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

支払事由や制限事項などの詳細、主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

もくじ

- ① 特長としくみ P.16
- ② 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) P.16
- ③ 給付金などのお支払い P.17
- ④ 契約者配当金・解約払戻金 P.21
- ⑤ 保険料の払込方法 P.21
- ⑥ 保険料払込みの流れ P.22
- ⑦ お引受けの条件 P.23
- ⑧ 特約の更新について P.24

1 特長としくみ

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の特長、しくみ図は **P.4**、**P.7～8** をご確認ください。

2 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の契約内容は下記のとおりです。

生きるためのがん保険 寄りそうDaysの契約内容

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
生きるための がん保険 寄りそうDays	特別がん保険 〔無解約払戻金〕	終身	終身	満20歳～満85歳

プラス 付加できる特約

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
抗がん剤治療特約	抗がん剤治療特約 〔特別がん保険用〕	10年満期(*)	10年(*)	満20歳～満85歳
がん先進医療特約	がん先進医療特約 〔特別がん保険用〕			

(*)「抗がん剤治療特約」「がん先進医療特約」は、自動更新により保障を継続できます。

▶▶ 特約の自動更新について、詳しくは「契約概要 ⑧ 特約の更新について」**P.24** をご確認ください。

⚠ 特約の付加にあたって

特約のみのお申込みや、特約の中途付加はできません。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

▶▶ 詳しくは **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、保障の開始までには3か月の待ち期間があります。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは「注意喚起情報 ④ 保障の開始」**P.27** をご確認ください。

3 給付金などのお支払い

▶▶参照 「生きるためのがん保険 寄りそうDays」について

具体的な支払額については **P.7～8** をご確認ください。
下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約名称	給付金	支払事由		支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例				
				がん	上皮内 新生物							
生きるための がん保険 寄りそうDays	入院 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を 目的として、入院したとき		○	○	1日につき 入院給付金日額	支払日数は無制限	 支払対象	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん 治療を目的とした入院も支払います。			
								 支払対象外	治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院			
	通院 給付金	治療を目的として下記の❶❷いず れかの通院をしたとき(往診を含む)							通院給付金 共通	・入院給付金が支払われる日については、 通院給付金は支払われません。 ・同一の日に2回以上通院した場合は、 1回分のみ支払います。 ・❶❷の両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。		
		❶三大治療  のための 通院	「がん」「上皮内新 生物」の治療を目的 として ・手術 ・放射線治療 (電磁波温熱療 法を含む) ・抗がん剤治療 (経口投与によ るものを除く) のために通院した とき	○	○	1日につき 入院給付金日額と同額	❶三大治療のための通院 支払日数は無制限		 支払対象外	薬の受取りのみの通院		
									手術	 支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術の ための通院	
										放射線 治療	 支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されてい る放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
									 支払対象外		血液照射	
									抗がん剤 治療	 支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法を含む)、治験薬剤による抗がん剤 治療のための通院	
										 支払対象外	経口投与による抗がん剤治療のための通院	
	共通	 支払対象	・退院後365日(支払対象期間)を経過した後の、三大治療のための通院 ・治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「❶三大治療のための 通院」に該当したとき ▶▶先進医療について、詳しくは「 その他重要事項 ④ 先進医療について 」 P.33 をご確認ください。									
	❷入院後の 通院	「がん」「上皮内新 生物」の入院給付 金が支払われる入 院後、通院したとき				❷入院後の通院 ・1回の通院給付金の支払対象 期間(*)中の支払日数は無制限 ・通算の支払日数は無制限 (*)支払対象期間:退院日の 翌日から365日以内	❷入院後の 通院	 支払対象外	支払対象期間(退院日の翌日から365日以内)を超えて通院をした場合			
	手術治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として、 所定の手術を受けたとき		○	○	1回につき 入院給付金日額×20	・一連の手術  については14日間に1回 ・支払回数は無制限	2種類以上の手術を同時に受けた場合は、 いずれか1種類のみ支払います。				
								 支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術			
								 支払対象外	・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療に該当する場合			
	放射線 治療 給付金	「がん」「上皮内新生物」の 治療を目的として、 所定の放射線治療(電磁波温熱療 法を含む)を受けたとき		○	○	1回につき 入院給付金日額×20	・60日に1回 ・支払回数は無制限	 支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療 (電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療			
								 支払対象外	・血液照射 ・放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることと なった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」 ・先進医療に該当する場合			

次ページへ続く▶

 用語

●「三大治療」とは：がん(悪性新生物)の標準治療である手術、放射線治療、抗がん剤治療(ホルモン剤を含む)の3つの療法

 用語

●「一連の手術」とは：つぎの①②の両方に該当する手術のこと(例:肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など)

①同一の手術を複数回受けた場合

②①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

具体的な支払額については **P.7～8** をご確認ください。
下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金 など	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
			がん	上皮内 新生物				
抗がん剤 治療特約	抗がん剤 治療 給付金	「がん」の治療を目的として、 所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに特約給付金額×給付倍率(*) (*)給付倍率 ・ホルモン剤(乳がん・前立腺がんの場合):1倍 ・上記以外:2倍	・治療を受けた月ごとに1回 ・更新後の保険期間を含め、通算して特約給付金の給付倍率の120倍まで	支払事由に該当する月に 投薬を2種類以上 受けた場合は、 支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ 支払います。	
							○ 支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法・経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療(ホルモン療法)は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
							✕ 支払対象外	・治験薬剤による抗がん剤治療 ・先進医療に該当する場合
がん先進 医療特約	がん 先進医療 給付金	「がん」の診断や治療を目的として、 所定の先進医療を受けたとき ▶▶ 先進医療について、詳しくは 「 その他重要事項 ④ 先進医療について 」 P.33 をご確認ください。	○	—	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	✕ 支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
	がん 先進医療 一時金		○	—	1回につき 15万円	1年間に1回	○ 支払対象	がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき

特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

抗がん剤治療特約	支払限度に達したとき
がん先進医療特約	

4 契約者配当金・解約払戻金

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」および特約には、**契約者配当金・解約払戻金はありません。**

5 保険料の払込方法

保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢（1年未満は切捨）によって決まります。具体的な保険料については「保険料表」(P.11～14)、「ご提案書」などをご確認ください。

▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは「契約概要 ② 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）」(P.16) をご確認ください。

▶▶ 特約の更新について、詳しくは「契約概要 ⑧ 特約の更新について」(P.24) をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

補足

保険料の前納

所定の期間の保険料をまとめてお払いいただく前納制度があります。

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 保険料の前納 をご確認ください。

保険料の払込み

■「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の保険料

契約時のまま、保険料は定額です。

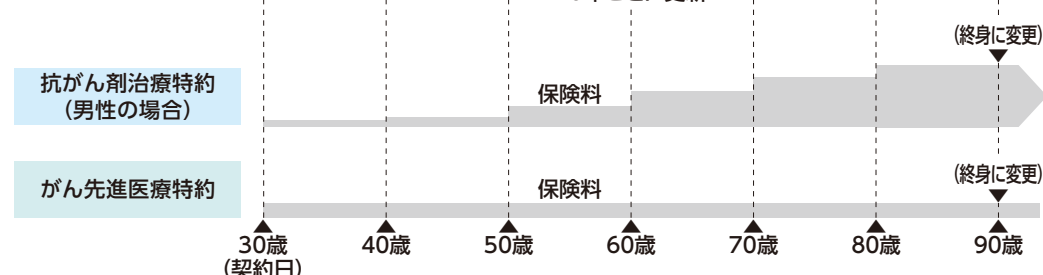


■「抗がん剤治療特約」「がん先進医療特約」の保険料

※10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。

※更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いいただきます。

〈例〉30歳でご契約の場合



6 保険料払込みの流れ

▶▶ 参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みのスケジュールは下記のとおりとなります（月払の場合）。

※半年払・年払については、当社または募集代理店にお問い合わせください。

なお、**保障の開始までには「待ち期間」（保障されない期間）があります。**

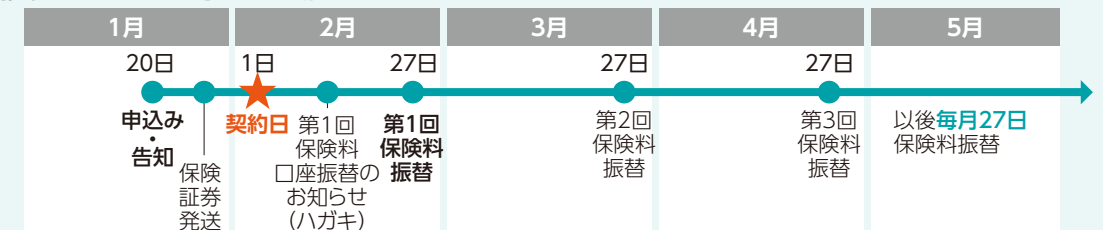
▶▶ 保障の開始について、詳しくは「注意喚起情報 ④ 保障の開始」(P.27) をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

★**契約日**：申込みおよび告知が**ともに完了した日（※）の属する月の翌月1日**（この日の満年齢で保険料が決まります）
（※）申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。

※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

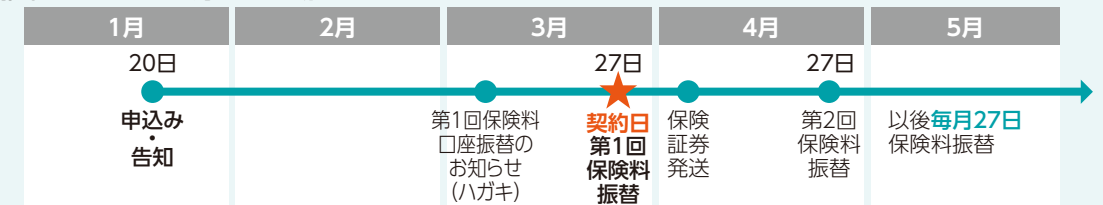
2 をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料振替が**ともに完了した日**（この日の満年齢で保険料が決まります）

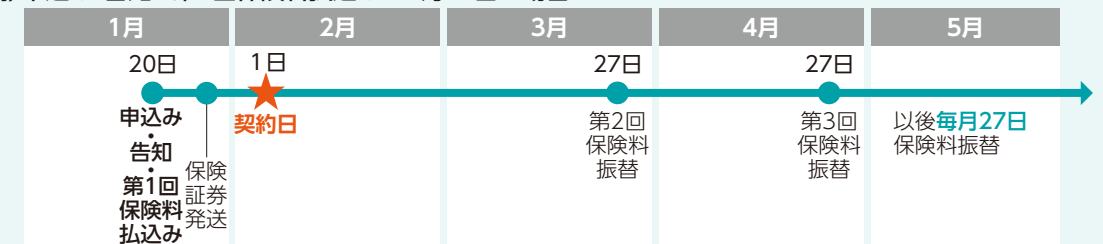
〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の翌月1日**（この日の満年齢で保険料が決まります）

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。

※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

2 をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

7 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
- 過去に「がん(悪性新生物)」を経験された方で「がん(悪性新生物)」の治療^(*)を受けた最後の日から5年以上経過している方がお申込みいただけます。
- 過去5年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療^(*)を受けておらず、また治療^(*)を受けるようにすすめられていない方がお申込みいただけます。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 被保険者の健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。

(*) がんの治療には、入院・手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含み、後遺症・合併症に関する治療は含みません。また、がんの治療には、経過観察のための診察・検査は含みません。

また、下記の限度を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

主契約・特約名称	給付金・契約の限度	通算の限度
主契約 生きるためのがん保険 寄りそうDays	● 入院給付金日額 1契約につき10,000円まで (5,000円または10,000円) ● 通院給付金額 通院1日あたり、入院給付金日額と同額(固定) ● 手術治療給付金額 入院給付金日額×20倍(固定) ● 放射線治療給付金額 入院給付金日額×20倍(固定)	● 被保険者1人につき、「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の入院給付金日額を通算して10,000円まで ● 入院給付金と通院給付金 被保険者1人につき、現在契約中の当社すべての「がん保険」などの入院給付金日額・通院給付金額をそれぞれ通算して60,000円まで ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで
抗がん剤治療特約	● 特約給付金額(乳がん、前立腺がんのホルモン療法の場合の給付金額) 1契約につき50,000円まで (25,000円または50,000円)	● 被保険者1人につき、当社「がん保険」の「抗がん剤治療特約」の特約給付金額を通算して10万円まで
がん先進医療特約	● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません。(「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険フ(フォルテ)」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません。)

8 特約の更新について

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**

▶▶詳しくは **しおり** 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
抗がん剤治療特約	満85歳以下	10年満期	満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。
がん先進医療特約			

▶ 相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶詳しくは「注意喚起情報 **11** 相談・照会・苦情の窓口」 **P.30** をご確認ください。

注意喚起情報

もくじ

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| ① 反社会的勢力に該当する場合 …… P.25 | ⑦ ご契約の無効および失効・復活 …… P.28 |
| ② 告知義務 …… P.25 | ⑧ 解約と解約払戻金 …… P.29 |
| ③ お申込みの撤回または解除 …… P.26 | ⑨ 新たな保険契約への
乗換えやご契約の見直し …… P.29 |
| ④ 保障の開始 …… P.27 | ⑩ 保険会社の業務または
財産の状況が変化した場合 …… P.30 |
| ⑤ お支払いできない場合 …… P.27 | ⑪ 相談・照会・苦情の窓口 …… P.30 |
| ⑥ 給付金などのご請求 …… P.28 | |

1 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、**保険契約のお申込みはできません。**
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき**保険契約が解除されます。**

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

2 告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのまを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認することがあります。**

⚠ 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

〈「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース〉

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期から2年以内のとき
- 保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による**解除** **用語** に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

3 お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回
または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
 - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

〈記入項目〉①記入日

②撤回の理由および撤回をしたい意思

③契約者の自署・フリガナ

④契約者の生年月日

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

⑤契約者の住所・電話番号

⑥被保険者名

⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類)

⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可)

〈郵送先〉 〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行

⚠ つぎの場合には、お申込みの撤回などができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「解除」とは：保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「撤回」とは：保険期間の開始前に、申込者にご契約のお申込みを取り下げること

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。

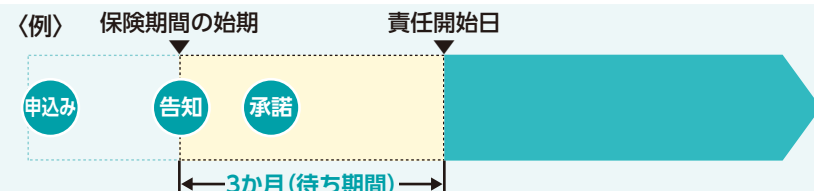
「生きるためのがん保険 寄りそうDays」および特約には、「責任開始日」までの待ち期間があります。当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

責任開始日：「申込みおよび告知がともに完了した日（保険期間の始期の属する日）^(※1)」から3か月を経過した日の翌日^(※2)

（※1）申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

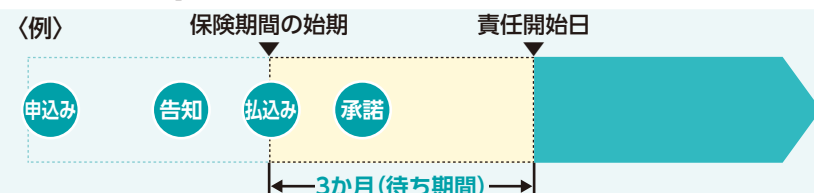
（※2）「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

責任開始日：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日（保険期間の始期の属する日）^(※1)」から3か月を経過した日の翌日

（※1）第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日」となります。



補足

担当者（生命保険募集人）には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します（担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います）。

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知の時から遡って5年以内または告知の時から責任開始日の前日以前に「がん（悪性新生物）」と診断確定されていたこと、または「がん（悪性新生物）」の治療が行われていたことによりご契約が無効となった場合
※告知には、復活の際の告知を含みます。
- 責任開始日の前日以前に診断確定された「上皮内新生物」の場合
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効^{（用語）}している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは「契約概要 ③ 給付金などのお支払い」P.17～20 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



用語

- 「失効」とは：保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること（保障がない状態となるため給付金などは支払われない）

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

給付金・保険金請求手続きに関する専用フリーダイヤル

通話料 無料 0120-555-877 受付時間 【月曜日～金曜日】 9:00～17:00
※祝日を除きます。

※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については「契約概要 ③ 給付金などのお支払い」P.17～20 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます。
▶▶詳しくは「しおり 指定代理請求特約」について をご確認ください。



補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は失効となります。

▶▶詳しくは「しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効」をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ▶▶詳しくは「しおり ご契約の復活」をご確認ください。

解約払戻金の有無は 保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
 - 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
- ▶▶詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

乗換えや見直しは、契約者にとって 不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳しくは「注意喚起情報 ② 告知義務」 P.25～26 をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- **保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。**
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、**契約時の給付金額などが削減されることがあります。**
▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



[月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ

<http://www.seihohogo.jp/>

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料
無 料

0120-5555-95

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ

<http://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

もくじ

- | | |
|--|------------------------|
| ① 個人情報の取扱いについて
(保険契約者および被保険者の皆様へ) …… P.31 | ④ 先進医療について …… P.33 |
| ② 特定個人情報等の取扱いについて …… P.32 | ⑤ プレミアサポートについて …… P.33 |
| ③ 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い… P.33 | ⑥ Web約款について …… P.34 |

1 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)を含みません。特定個人情報等については、「**その他重要事項 ② 特定個人情報等の取扱いについて**」(P.32)をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社が取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出入を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消または無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「**相互照会事項**」の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
 - ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
 - ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

2 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の収集方法

- 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

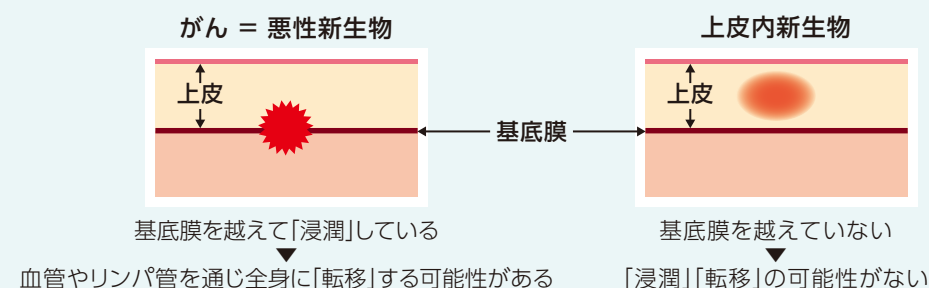
特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

3 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。
※「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

【「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頸部)】



上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん(*) (乳腺の非浸潤性乳管がん・非浸潤性小葉がん)、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など
がん・上皮内新生物に含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成など

(*) 腫瘍細胞が、乳管外の組織や小葉周囲組織へ浸潤していないもの

4 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる! 探せる! 先進医療サーチ <http://senshin-search.net/> 先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

5 プレミアサポートについて



プレミアムサポートは無償でご利用いただける「がん専門相談サービス」です。

サービス内容

- 訪問面談サービス(フォローコール付)
 - 専門医紹介 ベストドクターズ®・サービス(プレミアムタイプ) ※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。
- プレミアムサポートについて、詳しくは下記ホームページまたはご契約後に送付する保険証券に同封の「プレミアムサポートご利用案内(利用規約)」をご確認ください。

プレミアムサポート <http://www.premiersupport.jp/> プレミアサポート 検索

サービス提供条件

ご利用に際して

- プレミアサポートは、(株)法研が提供するサービスであり、アフラックの保険ではありません。
- お申込みいただいたがん保険の被保険者がご利用いただけます。なお、被保険者が「がん」であることをご存じない場合などは、被保険者のご家族がご利用いただけます(この場合、被保険者が利用された場合と同様のお取扱いとなります)。
- お申込みされたがん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます。
- ご利用の際は、利用規約に同意のうえ、同意書をご提出ください。

面談などについて

- 面談の日時や場所については、(株)法研がお客様と相談のうえ、所定の範囲内で承ります。
- お客様の面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただきます。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- がん患者専門カウンセラーによる初回の面談、フォローコール(2回まで)、ベストドクターズ®・サービス(プレミアムタイプ)については無償で提供しますが、これを超えるご利用は有償となります。また、無償で提供する部分についても、今後有償となる場合があります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。

その他留意事項

- (株)法研は、今後プレミアムサポートの提供を終了する場合があります。
- (株)法研は、適切にプレミアムサポートを提供すべく努力しますが、ご利用に関して生じた一切の損害について責任を負いません。
- がん患者専門カウンセラーは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

サービス提供事業者



6 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

選択方法

「Web約款」を選択する場合は、申込書上の「Web約款」選択欄にチェックをつけてください(チェックをつけた場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」は送付・交付しません)。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットで当社ホームページにアクセス
アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ「Web約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択